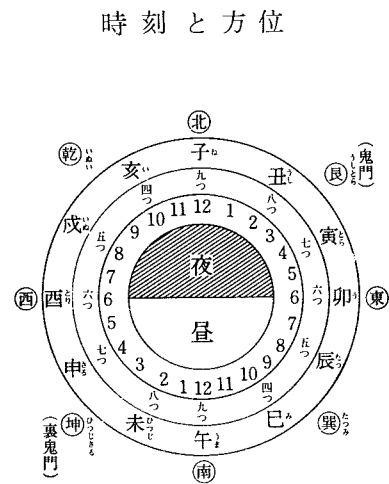


博奕罪については、武士の場合これまでどおり浪人を命ぜられ、一般庶民は初犯は科銀（罰金）三十匁、場合によっては親兄弟にも科せられる。再犯は五十日、再々犯は一か年、四犯は一年半の懲役、五犯は場合によっては死罪になった。しかし寛政七年（一七九五）になると、再犯の博奕や軽罪は今まで

徒罪であったのが笞打、晒等（むちうち、さらし）に変わり、盗人等の重罪の者だけを徒罪にし、服務中成績良好の者は減刑した。こうして徒罪制度は幾らかは変更されたが、幕末まで続いていたことは、藩政のうえに治安維持や労働補給として相当の成果があったためと思われる。

9、時刻と方位

古くから時刻を知るために種々の方法が考えられて来たが、この時代もまだ時計は発明されておらず、特殊の方法を使った。これを今の時刻と比較してみると図のとおりである。このころは一日の時間を十二に分け、その一つ一つに十二支の動物の名を付けて丑の刻とか午の刻とか呼んでいた。又この時刻をお寺の鐘や役所の太鼓の音で知らせるようにした。すなわち丑の刻には八つ、申の刻には七つ鳴らすというようにしたので、これもとで八つ時とか七つ時とかの呼び名ができた。今も使っている「おやつ」とか「いつとき」という言葉や「草木も眠る丑満時」というような言葉もこの時刻の数え方から出たものである。

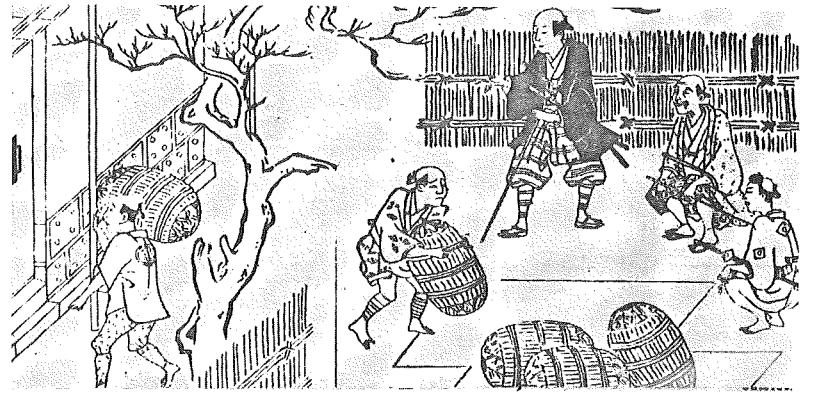


ある。

三、農民の生活

1、農民と年貢

封建社会では農業が土台で農民を武士の次にしたが、実際には江戸時代二百六十余年間四民中最下位のみじめな生活であった。同じ農民の中にも本百姓、名子、水呑等の区別があった。本百姓というのは地主のことで検地帳の上で田畑や屋敷を持つことを許され、村の政治にも参加することができた。本百姓の下にいて地主から土地を借りて耕作し、小作料を地主に納めて生活したり、雇われて労働したりしていた者が名子とか水呑とか言われた農民で、これらの人々は本百姓より一段と低いものにされ特に貧乏であった。百姓の貧乏は当然のこととされ、米を取入れると良い米を選んで俵につめ、領主の蔵まで自分で運んで行くと、役人が厳しい検査をし、定められた年貢を完納できない時は厳しい罪を受けた。年貢の量も驚くべきもので五公五民、六公四民、特にひどい所は八公二民という割合であり、公というのは年貢の分、民というのは農民の分であって、今日ではとても考えられないものであった。「百姓は死なないうに、生きないうに心掛けて年貢を取るがよい」という方針であったといわれている。そこで農民もこらえきれなくなつて、一揆を起こしたり、他の土地へ逃げたりするようになった。すなわち藩政時代



役人の指図で倉庫に年貢米の俵を運び入れているところ (古文書解説辞典より)

の農民は働かさせるために保護されたわけで最も苦しい生活を強いられた。家の土間に藁や粃殻を積み、その上に藁を敷いて居間兼寝室とし、食物は雑穀が主食で米は作っても食う事はできず、さね飯(小麦粉と裸麦を炊いたもの)、雑炊(麦飯に野菜を入れたもの)等の粗末なものを食べた。衣服は木綿の着物に足半(ぞうりの半分位のもの)をはき、雨天には甚八笠に「すぼみの」を使用した。

このような最低生活をして年貢を完納しても、わずかな保存米しか手元に残らず、貧乏人の子沢山にでもなれば、それだけ家族各人の食糧は減るわけである。そこで農民達の間起こった間引(まひき)いわゆる人口制限等によって食糧が減るのを防いだのである。

年貢の取立ては村を単位に賦課され、秋になって稲穂が波打つころになると、役人が村々を回り稲の出来具合を見て、この村からどれだけの年貢をいつまでに納めなくてはならないかを決めた。しかし米の生産が次第に多くなり農民の力が強くなると、この検見(けんみ)による方法は廃れ定免(じやうめん)という方法になった。これは五年又は十

年の間にどれだけの年貢を納めたかを村ごとに詳しく調べ、それから割出して年貢の量を平均して定める方法である。

一口に、米を年貢として出すといっても、免(年貢率)をその村の石高に掛けて得られた数字を村民の持高に応じて割付け、それぞれがその割付けられただけの現米(玄米)を持寄ればよいというわけにはいかない。俵装してからの自然乾燥による減量を見越して、一俵につき一升ぐらいの割合で始めから余計に入れておく「込米」を用意しなければならぬ。又輸送中にこぼれたり、水にぬれたりすること
を考慮に入れて別の俵に入れ、その旨を表示し、事故がなかった時は返してもらおうことになっていた「欠米」の用意も必要である。これも別の俵にしないで、本米や込米といっしょに一俵に一升くらいずつ入れて置くようになった。それから「口米」も取られる。代官についている手付や手代の給料に充てるために徴収したもので、一俵で一升あるいは一石で三升から六升という計算である。その上「出目米」といって、粃(し)をすって玄米にする時の比率(標準は粃一升から玄米五合)よりも多く玄米がとれた時は、その多い分だけを納入させられることもある。こうしてみると、一俵が三斗五升としてももう五升ずつ余計に用意しなければならぬことになる(四斗俵)。そして蔵入れの費用など村全体で負担するが、それが又個人にかかってくるのである。年貢を米だけについてもいかに余計にかかるかがわかるが、更に年貢米を入れる俵も自分達で作らねばなかつたのである。

更に年貢は村民の連帯責任として納付が強制されたので、食うものも食わずに完納しなければならぬ

かつたのである。当時一町歩(約一ヘクター)を自作する農家は豊かな者であり、大部分は五反百姓と呼ばれる恵まれない農家であり、特に江戸時代中期には風水害や虫害が相次ぎ、その被害は甚大で農民の生活はまことに悲惨なものであった。

更に年貢米を完納させるために、一町以下の農民は土地を分けてはならないこととし、農民の移転、職業の転換、奉公、出稼ぎの禁止など一生を土地にしばり付ける政策が取られた。

慶安二年(一六四九)の慶安の御触書によると

一、朝起きを致し、朝草を刈り、昼は田畑耕作にかかり、晩には繩をない、俵をあみ、何にてもそれぞれの仕事油断なく仕るべきこと。

一、百姓は分別もなく、末の考えなきものに候故、秋になり候へば米、雑穀をむぎと妻子にも食はせ候、いつも正月二月三月時分の心を持ち、食物を大切に仕るべく候につき、雑穀専一に候間、粟、稗、大根その外何にても雑穀を作り、米を多く食いつぶし候はぬように仕べく候。

一、男は作をかせぎ、女房はおはたをかせぎ、夕なべを作り、夫婦共にかせぎ申すべく候。然ればみめかたち良き女房なりとも夫の事おろそかに存じ、大茶を飲み、物まいり寺社遊山好きする女房は離別すべし。

一、百姓は衣類の儀、布(麻布)木綿よりほかは帯きもの裏にも仕るまじきこと。

一、多葉粉(煙草)のみ申すまじく候、是は食にもならず、結句以来煩に成るものに候。其の上ひま

もかけ、代物(代金)もいり、火の用心もあしく候、万事に損なるものに候。

一、右のごとくに、ものごと念を入れ、身持をかせぎ申べく候……年貢さへすまし候へば、百姓ほど心安きものはこれなく、よくよくこの趣を心がけ、子々孫々まで申し伝え、よくよく身持をかせぎ申すべきなり。

など、あるのを見ても、衣食住にわたって細かい所まで生活に制限を加え、最低の生活を要求して、年貢を完納させようとしたことがわかる。当時の農民生活の一端を伺うものとして、佐賀藩御目付方から出された覚書からその主なるものを要約してあげると、

一、諸法度(定め)は堅く守り、年貢を滞りなく納め、百姓は忠義を尽すこと。

一、農業に精を出し、家族仲よくして父母に孝養を尽すこと。

一、役人はもちろん庄屋やその他身分の上の人の言葉には絶対服従すること。

一、朝は六時に起き、夜は十時まで男女共に仕事に精を出すこと。

一、男女共八才から仕事を習い、六十九才まで仕事をせずしては箸をとってはならないこと。

一、勤儉節約して不作の時の準備をしておくこと、衣類は一切絹物を用いず、住居、食物もきめられたようにすること。

一、生まれる子を流産させてはならない、貧乏のため養育できない者は届け出よ。

一、朝寝をして仕事を怠り、一家の災難をきたし、年貢を納めず、人の作物を荒す者は、おきてによ

り処罰すること。

一、五人組は協力して助け合い、よく働き家族仲よくし、年貢をよく納めた者には、褒美ほうびを与える事。などがあり、これもまた年貢完納のために、農民の生活は厳しい規制を受けたことを物語っている。また、唐津藩の検約令にも

絹物、日がさの使用禁止、足袋たび、雪駄せつたの禁止、女の髪に使用した元結もとむすはぜいたくだからわらを使用せよ。食生活は雑穀の粥かゆを食べるよう、「水腹にても一刻はもつものなり」

とまで極言している。農民の住居については、天井、床、玄関は無用、瓦や板ひさは禁止、へりのある畳も禁じている。男は他領に養子に行くのは禁止され、婚姻は親、庄屋、檀那寺等だんなでらの承認が必要で、その上手切証てぎれ(転出証明書)と相手の村では受証(転入証明書)を郡代へ提出しなければならなかった。しかもこれらに違反した者は容赦なく処罰され、重い者は遠島流罪とんぼり、軽くて夫役ふやくを課せられた。このように百姓は精励に次ぐ精励が強要されたが、これは何とかして農業人口を確保するためであって、年貢の減少を防ごうとする政策であった。

2、年貢米の実態

農民が如何に年貢に苦しんだか、佐賀郡、小城郡の例をあげると、慶長十六年(一六一一)の検地では次のようになっていた。

佐賀郡 田畑の石高 九万七百石五斗八升三合

年貢米(地米) 六万八千九百十五石七斗五升 (七割六分)

小城郡 田畑の石高 五万一千六十六石二斗四升三合

年貢米(地米) 三万二千七百三石二斗三升九合 (六割四分)

すなわち石高に対し年貢米(地米)を出した残りが飯米で、これから更に雑税を引かれるので、雑穀を主としなければ生活はできなかつた。地米というのは米だけでなく、麦や大豆等の雑穀も米に換算して納めたものである。その換算の割合は次のとおりである。

大豆 一石三斗——米一石 小麦 一石二斗——米一石

大麦 一石——米八斗 そば 一石——米一石

また、年貢率の一例をあげると(厳木町浦川内の場合)

当初 四割(原則) これが後半には藩の経済の悪化により元和四年(一六一八)には四割六分

宝暦十二年(一七六二) 七割六分七厘

文化元年(一八〇四) 七割九分八厘 文化十四年(一八一七) 七割七分二厘

となつて見えるのを見ても、どんなに年貢が高率であったかを知ることができる。その一人一人への割当の仕方は次のようになっていた。

村の石高と年貢率が決定すると、郡奉行(郡代)連判の上割付状が村ごとに庄屋に手渡される。これを庄屋と百姓との寄り合いで個人別に決定するわけで、この場合に発言力の弱い水呑百姓は不利な割当

てをされたのも当時としては仕方なかった。又村の石高の決定も検見（石盛）の際の外交如何では、甚だしい差異があったので村によっては年貢の厳しきは甚だしいものもあった。

次にわが大和町川上地区（小城藩）の年貢米を村別にあげておく。

〔佐嘉郡佐保川島郷の年貢米で嘉永六年（一八五二）大小石高配分帳による〕

一、物成	二九三〇石		
地米	三六七石三斗三升〇合	平野村	地米 九一石五斗二升七合
〃	二八一三 五一	東山田村	〃 二八五 八一 五
〃	二五七七 四七	西山田	〃 七五 三 九 六
〃	二〇七〇 一八	今山	〃 一七八〇 八 四
〃	二七二四 一三	大願寺	〃 一五八 八 四 一
〃	九五 六 二〇	下村	〃 二七〇 一 七 八
〃	九二五 九五	江熊野	〃 二九一 五 九 七
〃	七〇〇 一四	今古賀	〃 三七一〇 三 三
〃	一七六 五 四〇	上戸田	〃 六〇〇〇〇〇
			吉富
			〃
			大久保村
			下戸田
			平田
			於保
			佐保
			檀田
			久留間
			池上
			〃

四、享保の飢饉

江戸時代の佐賀藩領は台風、洪水や干魃による凶作は度々であったが、凶作のために餓死者を出したのは享保十七年（一七三二）の大凶作によるものである。この飢饉は厳しいもので、この年が子年に当たっていたので「子年の飢饉」と言い、多くの餓死者を出した。

この飢饉の概要をまとめた「郷談隨筆」の中に「凶年記」として次のような内容のものが記してある。『享保十七年六月中旬（新曆八月上旬）の頃、筑前には螟が発生し、田園を食い荒しているとのうわさが伝わったが、七月上旬（新曆八月下旬）になると砂をまいたように発生した。それを防除するのに田の水面に油をふって虫を水下に追い流し、そこに大きな布の袋を当てる流し落ちる虫を受け入れた。しかし袋に一杯になるほど集めても、虫は次々に湧くように発生した。とうとう百姓の精魂が尽きて、田を見捨ててしまい、ただ食物を求めて東西に走りさまようことになった。虫の防除のために鯨油を始め油の類は高値になったが、米も一日ごとに高値になり、諸国も穀物の津留（他国への移出を禁ずる）を行ったので、他国よりの買入れができず米の流通は止つたのである。

やがて食物が底をついてくると、そばの花・くず根の糠・粟のひりぬか・つちの粉・なすの葉・だんごの根などが食物としてあさられた。十月下旬には領内十一か所に粥場が設けられ、貧民らは群がり集まったが、ようやく粥場までたどり着いて落命する者も多かった。死者は寺院に送って葬ったが、田